

光市記者発表資料

令和3年10月25日

件名	ウィズコロナ事業促進補助金の創設について
内容	

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中においても事業を継続し、また、更なる発展を目指す市内事業者を支援するため、下記のとおり補助金を創設しました。

記

1 補助金名 光市ウィズコロナ事業促進補助金 ※ 詳細は別紙チラシのとおり

2 対象の要件

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者等であること
- (2) 今後も事業継続意思があること
- (3) 市税の滞納がないこと
- (4) 「光市新型コロナ対策推進宣言事業所」の登録をしていること
- (5) 補助対象経費について、国、県（頑張る事業者リスタート補助金も含む）、市町等が実施する他の制度から補助を受けていないこと

※ 県の「頑張る事業者リスタート補助金」の交付を受けた方または受ける予定の方は、「消耗品購入費（上記(5)のとおり、他補助の対象となっていないもの）」のみ申請することができます（設備等購入費は申請できません）

3 補助対象経費

感染予防対策や新型コロナウイルス感染症に対応した事業展開に必要な消耗品又は設備等（下記参照）であり、市内事業所等において利用又は設置をされるものの購入費。

※令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)までに支払及び設置を完了していること

(1) 消耗品

マスク、消毒液、使い捨て手袋、除菌シート、ハンドソープ、フェイスシールド、使い捨て容器など

(2) 設備等

空気清浄機、加湿器、検温スタンド、サーキュレーター、扇風機、換気扇、CO2センサー、消毒液スタンド（自動又は足踏み式）、非接触型体温計、サーモカメラ、飛沫防止の用のパーテーション、非接触型の水栓蛇口、セルフレジ、キャッシュレス決済システム、キッチンカーなど

4 補助金額（補助率は4分の3）

消耗品購入費：上限 3万円（全て市内事業所で購入した場合は上限 5万円）

設備等購入費：上限20万円（全て市内事業所で購入した場合は上限30万円）

5 申請方法

商工観光課に備え付け又は市ホームページ掲載の申請書類に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添付して持参または郵送により申請

6 申請期間

令和3年10月25日（月）から令和4年2月28日（月）まで（当日消印有効）

※ 先着順、予算の上限に達し次第終了

問合せ

光市経済部商工観光課

担当：商工労政係長 西村 知通 中西 瞳

(0833) 72-1519

感染予防対策やコロナに対応した事業展開を支援します！

先着順

※予算の上限に
達し次第終了

ウィズコロナ事業促進補助金

市内事業者が行う、新しい生活様式に対応した感染予防対策や、コロナに対応した事業展開に要する経費に対して補助を行い、コロナ禍における事業継続を支援します

消耗品購入費

補助上限 3万円
(補助率3/4)

市内で全て購入した場合は

5万円



設備等購入費

補助上限 20万円
(補助率3/4)

市内で全て購入した場合は

30万円



1事業者あたり
補助上限

最大 **35** 万円
(補助率3/4)

補助対象者

次の1～5の要件をすべて満たす方

- 1 市内に事業所を有する中小企業者等であること。
- 2 今後も事業継続意思があること。
- 3 市税の滞納がないこと。
- 4 「光市新型コロナ対策推進宣言事業所」の登録をしていること。
- 5 補助対象経費について、国、県(頑張る事業者リスタート補助金も含む)、市町等が実施する他の制度から補助を受けていないこと。

本補助金申請時に
登録を申込むことも
できます

県の「頑張る事業者リスタート補助金」の交付を受けた方または受ける予定の方は、「消耗品購入費(上記5のとおり、他補助の対象となっていないもの)」のみ申請することができます(設備等購入費は申請できません)

補助対象経費

令和3年4月1日から令和4年2月28日までに支払・設置が完了したものが対象です

<対象となるものの例>

【消耗品購入費】

マスク、消毒液、使い捨て手袋、除菌シート、ハンドソープ、フェイスシールド、使い捨て容器など

【設備等購入費】

空気清浄機、加湿器、検温スタンド、サーキュレーター、扇風機、換気扇、CO2センサー、消毒液スタンド(自動又は足踏み式)、非接触型体温計、サーモカメラ、飛沫防止の為にパーティション、非接触型の水栓蛇口、セルフレジ、キャッシュレス決済システム、キッチンカーなど

※ その他にも要件等がありますので、
申請前に必ず申請要領(市HP掲載)をご確認ください

提出書類

- 1 交付申請書兼請求書
- 2 補助対象経費明細書
- 3 誓約書兼同意書
- 4 購入したものの領収書(レシート)の写し
- 5 振込先の通帳の写し
- 6 市税の完納証明書
- 7 市内に事業所を有していることが確認できる書類の写し 等
(6の完納証明書で確認できれば不要)

※1~3の様式については、市ホームページに掲載及び窓口を設置しています

※「消耗品購入費」と「設備等購入費」をそれぞれ別に申請することもできます

申請方法

商品購入・設置

【令和3年4月1日～
令和4年2月28日】



申請書類提出

市商工観光課へ
持参または郵送



審査

※内容によっては
聞き取りまたは追加
で資料提出をお願い
する場合があります



交付(不交付)決定 支払い

申請時に指定された
口座へ振り込み



申請期間

上限に達し
次第受付終了

令和3年10月25日(月)から令和4年2月28日(月)まで ※当日消印有効

提出先・お問合せ先

〒743-8501

光市中央六丁目1番1号

光市 商工観光課 商工労政係

TEL : 0833-72-1519

詳細は
市ホームページをご覧ください



光市 ウィズコロナ

